| | | |
|---|---|---|
| 第三十四条の十九 | （略） | （略） |
| 第三十四条の二十の三第四項 | | |
| 第三十四条の二十二第一項 | | |
| 第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項 | | |
| 第三十四条の二十四 | | |
| 第三十四条の二十五第一項 | | |
| 第三十四条の二十六 | | |
| 第三十四条の二十六の八 | | |
| 第三十四条の三十 | | |
| 第三十四条の五十七 | | |
| 第三十四条の五十八 | | |
| 第五十七条 | | |
| 第六十二条 | | |
| 第六十三条 | | |
| 第六十四条 | | |
| 第六十五条第二項 | | |
| 第六十五条の九の六 | | |
| 第六十五条の九の七第二項 | | |
| 第六十五条の九の九 | | |
| 第六十五条の九の十 | | |
| 第六十六条第二項 | | |
| 別表第八号 | | |
| 別表第九号 | | |

**別表第一号**（第六十五条の九の八第一号及び第二号関係）

一～六　（略）

**別表第二号**（第六十五条の九の八第二号関係）

第一～第三　（略）

| | | |
|---|---|---|
| 第三十四条の十九 | （略） | （略） |
| 第三十四条の二十の三第四項 | | |
| 第三十四条の二十二 | | |
| 第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項 | | |
| 第三十四条の二十四 | | |
| 第三十四条の二十五 | | |
| 第三十四条の二十六 | | |
| 第三十四条の二十六の八 | | |
| 第三十四条の三十 | | |
| 第三十四条の五十七 | | |
| 第三十四条の五十八 | | |
| 第五十七条 | | |
| 第六十二条 | | |
| 第六十三条 | | |
| 第六十四条 | | |
| 第六十五条第二項 | | |
| 第六十五条の九の六 | | |
| 第六十五条の九の七 | | |
| 第六十五条の九の九 | | |
| 第六十五条の九の十 | | |
| 第六十六条第二項 | | |
| 別表第八号 | | |
| 別表第九号 | | |

**別表第一号**（第六十五条の九の八関係）

一～六　（略）

**別表第二号**（第六十五条の九の八関係）

第一～第三　（略）

**附　則**

（施行期日）

1　この命令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第三十四条の七から第三十四条の九まで、第三十四条の十一、第三十四条の十二、第三十四条の十四から第三十四条の二十まで、第三十四条の二十二から第三十四条の二十四まで、第三十四条の二十五、第三十四条の二十六及び第三十四条の五十七から第三十四条の六十までの改正規定、第七十条の表の改正規定（「第六十五条の九の七」を「第六十五条の九の七第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の日前にこの命令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された申請又は届出については、この命令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

3　令和八年三月三十一日までの間は、この命令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第六十五条の九の七第一項中「毎会計年度終了後三月以内」とあるのは、「令和八年三月三十一日まで」と読み替えるものとする。